

第4 建築物・その他の環境衛生関係

1 建築物環境衛生行政の概要

建築物は、経済の発展や都市への人口集中、建築技術の進歩等により、高層化や大型化が進み、多くの方が日常的に利用するものとなっています。

これらの建築物は、空気調和設備などの導入により人工的な空間を形成し、その維持管理の適否が利用者の健康に影響を及ぼすことから、建築物における衛生的環境の確保を図ることが公衆衛生上重要となります。

また、建築物の清掃、空気環境の測定など環境衛生上の維持管理を業とする者が増加していることから、こうした事業者の資質の向上を図ることも重要です。

このため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）で定める特定建築物（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供される建築物で、相当程度の規模を有するもの）の適正な維持管理について指導を行うとともに、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を行っています。

2 建築物環境衛生対策

(1) 特定建築物所有者等に対する指導

建築物衛生法に基づき、保健所において特定建築物に該当する施設の届出指導を行うとともに、特定建築物等事務処理要領に基づき、特定建築物の維持管理状況の把握、指導等を行っています。

また、建築物衛生法に基づく立入検査を実施し、建築物の使用者及び利用者の衛生的な環境を保つよう指導を行っています。

特定建築物の届出数、立入検査及び建築物環境衛生管理技術者の選任状況は表4-2-1のとおりです。

(2) 建築物衛生登録業者に対する指導

建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者の資質向上を図ることが、建築物の衛生的環境を確保する上で重要であることから、一定の人的・物的要件などを定めた知事の登録制度について昭和56年から実施しており、事業登録事務取扱要領に基づき、指導等を行っているほか、建築物衛生法に基づく立入検査を実施しています。

登録数及び立入検査の状況は、表4-2-2のとおりです。

表4-2-1 特定建築物届出・立入検査及び建築物環境衛生管理技術者選任施設数

(1) 届出数

用 途	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
興 行 場	43	44	45	45	45
百 貨 店	121	118	117	117	113
店 舗	580	608	612	609	618
事 務 所	700	695	711	716	722
学 校	257	261	267	270	275
旅 館	456	450	471	509	505
そ の 他	219	200	196	201	196
合 計	2,376	2,376	2,419	2,467	2,474

※資料：衛生行政報告例（全道分）

(2) 立入検査等数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
立入検査等数	2,353	2,476	2,415	2,434	2,446

※資料：衛生行政報告例（全道分）

(3) 建築物環境衛生管理技術者選任施設数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 道 計	2,360	2,363	2,407	2,450	2,456

※資料：衛生行政報告例（全道分）

表4-2-2 建築物環境衛生に係る登録事業所及び立入状況

(1) 登録事業所数

業 種	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
建 築 物 清 掃 業	335	331	331	334	329
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	45	46	49	49	52
建築物空気調和ダクト清掃業	9	9	8	8	7
建築物飲料水水質検査業	33	31	31	32	32
建築物貯水槽清掃業	277	275	269	270	269
建築物排水管清掃業	77	77	75	74	75
建築物ねずみ昆虫等防除業	118	118	121	121	121
建築物環境衛生総合管理業	135	134	130	131	131
合 計	1,029	1,021	1,014	1,019	1,016

※資料：衛生行政報告例（全道分）

(2) 立入検査等数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
立入検査等数	1,184	1,277	1,125	1,021	974

※資料：衛生行政報告例（全道分）

3 ねずみ、衛生害虫対策

昭和52年から実施している道立衛生研究所への衛生害虫の同定依頼について、過去5年間に保健所(札幌市及び旭川市保健所を含む。)からの依頼により同定された検体数は、表4-3-1のとおりです。

表4-3-1 衛生害虫同定件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
同 定 件 数	25	32	17	14	6

※資料：衛生研究所（全道分）

4 墓地、納骨堂又は火葬場の許可等の事務

墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の事務については、墓地、埋葬等に関する法律により各市が、また、北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例により各町村が処理しています。

また、道では、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づき市町村が行った引取者のいない死体の埋火葬に係る費用について負担しており、令和2年度においては22件の請求を受理しました。